

2013 年度（第 47 回）北海道オープンゴルフ選手権競技

開催日：2013 年 9 月 4 日(水)～6 日(金)

会 場：北海道ブルックスカントリークラブ

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

a. 競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

b. 競技者が使用する球は最新の公認球リストに一種類の球として掲載されている同じブランド・同じモデルの球で

なければならない。この条件の罰は、違反があった各ホールに対し、2 打。ただし、1 ラウンドにつき最高 4 打まで。

4. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。（ゴルフ規則 174p 参照）

5. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに 2 打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

7. プレーのペースについて(ゴルフ規則 6-7 注 2)

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特にトラブルもないのにこの時間より遅れた場合(アウトオブポジション)、ストロークに要する時間を個別に計測する。

(1)アウトオブポジションの定義

(a) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、タイムパーに記載された時間をオーバーした場合

(b) 第 2 組以降の組では、前の組との間隔が 1 ホール以上(パー 4 のホールを基準)空いた場合

注:(a)(b)の両方にあてはまるときに、その組はアウトオブポジションとなる。

(2)アウトオブポジションとなった組に対する措置

ある組がアウトオブポジションとなった場合、競技委員は警告を与え、その組の各競技者のショットに要する時間を計測する。ただし、特別の事情があれば競技委員よりその組に対して前の組との間隔を縮めるように求めるが、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のショットに要する時間は計測しない。特別の事情とは例えばルーリング、紛失球などのトラブルをいう。

(3)ストロークするための許容時間

アウトオブポジションとなった後、遅れを取り戻すまでの全てショットの制限時間は「40 秒」とし、プレー時間の計測は、その競技者のプレーの順番が回ってきた時に開始する。ただし、パー 3 ホールにおいて最初にプレーする者、パー 4 とパー 5 のホールにおいて第 2 打を最初にプレーする者、グリーン周辺やグリーンの上で最初にプレーする者のショットの制限時間は「50 秒」とする。制限時間をオーバータイム(タイムオーバー)した場合、競技者は違反回数に応じて(4)の罰を受ける。アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンド中のタイムオーバーの回数は持ち越す。

(4)罰 則

タイムオーバー 1 回目：警告 タイムオーバー 2 回目：1 罰打 タイムオーバー 3 回目：さらに 2 罰打

タイムオーバー 4 回目：競技失格

8. プレーの中断と再開

- (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
- (2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

陰悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

9. 移 動

正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。

但し、キャディーの乗用を認める。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)8 移動』を適用する。(ゴルフ規則 181p 参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭で囲む、または青杭を立て白線をもってその限界を標示する。
3. ヤーデージを標示するためのペイントは修理地とみなす。しかしながらそのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体はゴルフ規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
4. コース内にある樹木の根元のウッドチップの区域は修理地とする。
5. No.16 ホールのグリーン奥にある花壇はプレー禁止の修理地とする。
球がその区域内にある場合や、その区域がスタンスや意図するスイングの妨げとなる場合には、競技者は規則 25-1 による救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
6. ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示し、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
7. No.4 ホールにおいて球が特別標示区域(矢印で前後を標示)を最後に横切ってラテラル・ウォーターハザードに球が入った場合、または球が見つからないがラテラル・ウォーターハザード内にあることがほぼ確実な場合、プレーヤーはゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに、ホールに近づかず最も近いドロップ区域に球をドロップすることができる。
8. No.14 ホールにおいてウォーターハザードに入った場合、または球が見つからないがウォーターハザード内にあることがほぼ確実な場合、プレーヤーはゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに、ドロップ区域に球をドロップすることができる。
9. No.15 ホールにおいて、グリーン奥のラテラル・ウォーターハザードに球が入った場合、または球が見つからないが、ラテラル・ウォーターハザード内にあることがほぼ確実な場合、プレーヤーはゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに、ドロップ区域に球をドロップすることができる。
10. バンカーの縁を構築している土留め用木材はコースと不可分の部分とする。
11. 排水溝は動かさない障害物とする。
12. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人 30 球を限度とする。

競技委員長 高橋 啓二郎